HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ホロコースト研究における犠牲者の「追悼される権利」の前景化について：「記憶の戦い」をめぐる議論を中心に
Author(s)	千葉, 美千子
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 6, 135-153
Issue Date	2008-03-21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34580
Type	bulletin (article)
File Information	P135-154chiba.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

Jimcts

ホロコースト研究における犠牲者の「追悼される権利」の前景化について

―「記憶の戦い」をめぐる議論を中心に―

千葉美千子

A Study on Memorial Struggle between Holocaust Victims

CHIBA Michiko

abstract

Recently, Holocaust study focuses on the aspect of political memory and cultural memory as important factor.

This paper attempts to analyze the memorial struggle between Holocaust victims. Under the notion of Holocaust uniqueness, many memorials and museums have been influenced by political wind in each era. With the current of public opinion, Holocaust victims have to compete with each other to establish their position in public spheres. As a consequence, their relationship became in complicated and caused hierarchy.

At first I demonstrate the issue of public memory and collective memory toward Holocaust, especially, in Germany. Secondly, examining two disputes, Auschwitz Museum in Poland and The Memorial to the Murdered Jews of Europe in Germany. Former is struggle about memorial property and latter is attempt to reveal how can each group be reconcile together in a common memorial framework. As a central theory in this paper, I argue that public sphere isn't the place for a privileged class memory.

Finally, I consider next assignment toward pluralistic Holocaust study.

1 はじめに

ホロコースト研究において、政治としての記憶、文化としての記憶が主たる研究対象となったのは、比較的最近のことである。

ホロコースト研究をめぐるパラダイムの転機は80年代に訪れた。第二世代と呼ばれる新たな研究者たちは、ホロコーストは文明社会から野蛮への逆行であったと同時に、反ユダヤ主義の極端な顕在化にすぎないとする第一世代の見解に疑問を呈し、ホロコーストを「複合ジェノサイド[1]」の視点で捉えなおした。そればかりか、彼らは、ニュルンベルク裁判を中心とした一連の戦後裁判が、ホロコーストの罪を裁く司法の場でありながら、ホロコーストそのものを審理の対象としてみなす意識が希薄であり、むしろドイツの政治的変化、つまり民主化への移行に照準を合わせた法廷であったことを厳しく批判した[2]。

そして、ホロコーストが〈普通の人びと〉による犯罪であったと同時に、人間的な連帯を解体する概念であったことが明らかになるにつれ、ホロコーストは、近代文明における〈道徳的無関心〉の所産としてテーマ化されていくこととなった。

それゆえ、今日では研究の深化に伴い、法廷では決して裁くことのできない灰色の領域、すなわち「ホロコーストの記憶」に対する責任を、誰がどのように果たしうるのかという問題が大きな争点となっている。このことはいわば、当事者としてホロコーストを知る人びと、そしてその子孫たちが、ホロコーストの記憶を〈追悼の記憶〉として獲得しなおすことにより、ホロコーストに内在する精神的、文化的遺産を継承しようとした意識の表れであったと言えよう。

こうした問題意識を背景として、本稿の目的は、ホロコーストの記憶が歴史認識の潜在的資産として機能する一方、犠牲者集団の間に生じた「格差」の克服を疎外する一因となっている問題を考察することにある。（注記：本稿で述べる犠牲者間の「格差」とは、ユダヤ人犠牲者と非ユダヤ人犠牲者の間にもたらされたヒエラルヒーを指す。）

具体的には、他者との共有を目指すことのない記憶、あるいは人間の理解を超えた経験によって培われた記憶に内在する「物語性[3]」が、ミュージアム・慰霊碑などの多元的な公共空間で犠牲者集団に対立をもたらした事例を分析する。特に、ホロコースト最大の犠牲者であるユダヤ人と、比率だけで考えるとほぼユダヤ人に匹敵する割合で殺害されていたにもかかわらず[4]、「忘れられた犠牲者[5]」の最たる存在となったロマ民族の論争に焦点を当てる。

さらにいえば、本研究は、ミュージアムの展示や慰霊碑の建立を目指す背景にある利害関係者の政治的背景や思惑などを考察することにより、ホロコーストの解釈をめぐる公的記憶・集合的記憶[6]のあり方の再検討を目指すものである。これまで、あらゆる犠牲者集団の記憶が、政治力学に左

►1 石田勇治　シリーズ　ドイツ現代史Ⅰ『20世紀ドイツ史』（白水社、2005年）210頁。

►2 Wolfgang Wippermann, “*Auserwählte Opfer? Shoah und Porraimos im Vergleich Eine Kontroverse*” (Frank und Timme GmbH Verlag für wissenschaftliche Literatur Berlin 2005). S. 49. Peter Reichel, Vergangenheitsbewältigung in Deutschland Die auseinandersetzung mit der NS-Diktatur in Politik und Justiz (Verlag C. H. Beck, 2001) S. 42.

►3 岡真理『思考のフロンティア 記憶／物語』（岩波書店、2000年）43頁。

►4 Ian Hancock, “Response to the Porrajmos: The Romani Holocaust,” in: Alan S. Rosenbaum (ed.), *Is the Holocaust Unique? Perspectives on Comparative Genocide,* 2nd edition (Boulder: Westview, 2001) p. 79.

►5 「忘れられた犠牲者」とは、80年代まで、一般の人びとの意識にのぼることのなかった非ユダヤ人犠牲者を指す。石田勇治『過去の克服』（白水社、2002年）291頁。

►6 本稿は、滝田（2004）による公的記憶・集合的記憶の定義に準拠する。滝田は前者を「近代の産物である国民国家に代表される政治共同体によって共有される記憶」とし、「共同体の安定度を高める機能」が付与されていると特徴づけている。また、後者については、「政治共同体を構成するエスニック・グループや宗教団体、あるいは特定の社会階層内部で共有される記憶」と位置づけ、「それぞれの集団の統合力・凝集力を高める効果が期待されている」と示唆している。滝田賢治「国民国家」アメリカにおけるベトナム戦争の公的記憶『記憶としてのパールハーバー』（ミネルヴァ書房、2004年）所収316頁。

千葉美千子 CHIBA Michiko

右されていたという前提での議論が少ないことを鑑みると、多様な犠牲者集団の記憶がせめぎあうミュージアム、警鐘碑を分析対象とする視点は、ホロコースト研究の多元化に寄与するものと考えられる。

本稿では、以下のアプローチを試みる。はじめに、ホロコーストが学術領域と国際社会に与えた影響を整理すると共に、ドイツが議論の中心に「世論」を取り込むことにより、「過去の克服[7]」の過程とホロコーストの公的記憶・集合的記憶の理念を一元化しようとした試みを提示する。そして次に、記憶をキーワードとして展開された二つの議論に焦点を当てる。ひとつは、ナチズム体制下で描かれた水彩画が、歴史の記録という社会的価値と個人的記憶という私的な文脈の間で、その所有権が争われている問題である。もう一つは、ベルリンの警鐘碑建立をめぐる議論と共に前景化した犠牲者集団、なかでもドイツスィンティロマ中央委員会（Zentralrat Deutscher Sinti und Roma[8]）とユダヤ人評議会の間で前景化した〈追悼される権利〉をめぐる論争である。そして最後に、今後のホロコースト研究が如何なる展望に基づき、当時を知る人びとの記憶を新たな知の体系として構築しようとしているのかを見ていくこととしたい。

►7　ドイツ連邦共和国初代首相であるテーオドーア・ホイスが提唱した理念。
過去に戻ることが明らかに不可能だと知りながら、それでもなおナチズムの記憶が現在に生きる人びとの負荷とならないよう、過去をきちんと清算したいという渇望の表れであった。Bernhard Schlink, “Vergangenheitsschuld und gegenwärtiges Recht” *Die Bewältigung von Vergangenheit durch Recht.* Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 2002, S. 89.

►8　ロマ民族の「人種的理由」による犠牲者としての社会的認知、戦後補償をはじめ、人権問題に関する取り組みを行っている組織。

2　問題の所在

2.1　ホロコーストが学術領域と国際社会に与えた影響

ホロコースト以前、戦争とはすなわち「国家」と「国家」の争いであった。それゆえ、戦争犯罪はあくまでも「国家」の枠組みで捉えるべきであり、他国の戦争犯罪に関与することは、むしろ慎むべきだと考えられた。さらにいえば、「国家」が互いの歴史的・文化的背景を尊重しつつ、戦争犯罪を裁くために必要な「共通の理念・規範」を築き上げることは主権の喪失だと見なされた。そのような背景からか、個人の人権についても、国際法に照らし合わせた上でその権利を保証しようとする意識は希薄であり、あくまでその判断は「国家」の為政者に委ねられていた[9]。

その一方で、ホロコーストは、人間の不平等に正当な根拠を与えようとした戦争犯罪であった。ナチズムは、生物学的特性を決定する「人種」と社会構造の根幹である「階級」を相互補完的なものにするため、そして、近代文明に内在する合理性と非人間性を融合させるための綱領を必要とした。こうした、いわば道徳的規範に背いた疑似科学によって醸成された「人種イデオロギー」は、社会的合理性を有する「科学的人種主義」とも呼ばれ、伝統的であからさまな人種差別をもしのぐ概念となった。これまでのホロコースト研究に関する一般的議論も、基本的にはこの「人種主義」と最大の犠牲者である「ユダヤ人問題」を軸として展開されている。

そして、ナチズムは、「人種イデオロギー」の中に、今日であれば「国民国家」あるいは「民族」と換言できる概念が反映されていたことを踏まえ、

►9　Richard J. Goldstone, “From The Holocaust: Some Legal and Moral Implications” in: Alan S. Rosenbaum (ed.), *Is the Holocaust Unique? Perspectives on Comparative Genocide,* 2nd edition (Boulder: Westview, 2001), p. 43.

ドイツにおいては「異人種」と「劣等分子」を排除した民族浄化を、占領地域に対しては階層的構造に基づく人種帝国主義の貫徹を目指した。

そのような背景からか、ホロコーストは、超国家的視点から戦争犯罪を捉えるひとつの契機となった。たとえば、ゴールドストーン（Richard J. Goldstone）は、ホロコーストが学術領域と国際社会に与えた影響を以下の2点に集約している[10]

1. 戦争犯罪に内在する政治学的、哲学的、社会学的側面について、本格的な研究の必要性が提唱されるようになった。また、各々の領域が国家という枠組みを超えて互いの関連性を有機的に交錯させることにより、歴史の再解釈が可能となった。
2. 人権擁護に対する世論の関心の高まりを背景として、国際法の見直しが進められた。1945年に作成された国連憲章においても、その序文および第一条第三項で、人道的性質を有する国際問題を解決することについて、また、人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重することについて、国際協力を達成するよう謳われている。

こうしたホロコーストに関わる諸要素の多角的考察、すなわち個別の研究領域で蓄積された知見をより広義な文脈で整理し、戦争犯罪を人道的見地から捉え直そうという試みは、時代と共に非常に広範な世論の関わるところとなった。そればかりか、ホロコーストは、①戦争に対する国家としての記憶と、個人あるいは集団の記憶を対比させること、②それまでほとんど関心を集めることのなかった〈普通の人びと〉の証言を文献資料から導かれた記録と対比させることにより、双方の相違点を描き出すという新たな研究領域を切り開いた。これらの取り組みは、重層的な記憶の歴史的価値が認識される契機となっただけではなく、学術研究と世論の間にあった言説の障壁を瓦解させるものであったと考えられる。

このような記憶に対する関心の高まりを背景として、ドイツでは、80年代から90年代にかけて、ホロコーストの記憶を「文化」として取り込もうとする動きが活発化した。そのうねりは、ドイツに政治としての記憶、文化として記憶を正面から扱う意義と必要性を自覚させる起爆剤になったと言える。また、一連の議論は、それまで国際関係の緊張時に、いわば外交問題の切り札として利用されてきたホロコーストの記憶を、より広義な歴史的・時系列的文脈の中に位置づけることを可能としたばかりか、それまで聴衆に過ぎなかった「世論」を議論の中心に引き込み、ホロコーストの解釈をめぐって生じていた世代間の断絶を修復する可能性をも秘めていた。

そのような動向を背景として、個人の苛酷な経験を公の場で語りはじめた犠牲者の行動は、「集団的情動[11]」から脱却できずにいたドイツの人びとに対する警鐘となったばかりか、記憶の可視化に対する関心をも呼び起こした。換言すると、彼らの証言はホロコーストを直接体験していない世代に鮮烈な〈二次的記憶〉を与え、「加害者としてのドイツ人」の意識を呼び

►10 Richard J. Goldstone, ibid., p. 42., http://www.un.org/aboutun/charter/

►11 ナチス・ドイツの過去を傍観者の立場で捉えようとする行為。ラルフ・ジョルダーノ著 永井清彦・片岡哲史・中島俊哉訳 『第二の罪』（白水社、1990年）30頁。

覚ます機会を提供したのである。また、それに伴い、ナチズム体制下における「国家」と「市民社会」の相関関係を再検討するためには、当時を知る人びとの記憶の検証が急務であることが一層明確となった。

しかしその一方で、これまでのホロコースト研究は、犠牲者に関わる諸問題をユダヤ人と非ユダヤ人集団の二つに大別し、根底的に異なる文脈での理解を試みてきた[12]。その当然の帰結として、異なる政治的・文化的背景を有する犠牲者集団の記憶は、共有の場に導かれることも、相互理解に向けた礎となることもなく、むしろ両者の間には克服しがたい「格差」が生じていた。

たしかに、犠牲者の記憶に、文化や生活様式の内に現れる様々な差異が現れるのは当然のことである。しかしそれが「多様性の排除」というフィルターにかけられると、結果として深刻な「格差」がもたらされることも避けがたい。また、ホロコーストの物語性に「普遍性」を付与するという観点を鑑みると、犠牲者集団にユダヤ人を頂点とした「ヒエラルヒー」が設けられたことと非ユダヤ人の存在が希薄化したことは、矛盾してはいない。

それゆえ、証言による非ユダヤ人犠牲者の存在の顕在化は、ユダヤ人犠牲者と非ユダヤ人犠牲者の間に生じた「格差」に対する警鐘となり得たかもしれなかった。さらにいえば、「世論」を巻き込むことにより、個的記憶が社会全体の公的記憶・集合的記憶の形成に、如何なる影響を与えうるのかという新たな問題を提起できるはずであった。

しかし現実には、「世論」を中心として再構築された公的記憶・集合的記憶は、犠牲者を同一の地平に据えるという大義の上で、非ユダヤ人犠牲者の記憶を顕在化させることはできなかった。なぜなら、非ユダヤ人犠牲者の存在は当時、社会的認知を得たばかりに過ぎず、証言も、その多くが曖昧で断片的な内容に過ぎなかった。そのため、「世論」が彼らの証言を自らの経験や記憶と引き合わせて理解するほど成熟した議論を行うことは不可能だったのである。

以上のように、80年代以降、ドイツではホロコーストの記憶を政治的、文化的枠組みで再考する素地が形成された。さらにいえば、加害者と犠牲者の記憶の対立や、複数の犠牲者集団間による記憶のせめぎあいを考察するためには、公的記憶・集合的記憶の形成過程に関わる考察もまた重要であることがより明確となった。そこで次に、ホロコースト研究における公的記憶・集合的記憶の定義・理念について考えていくこととしたい。

2.2　ホロコースト研究における公的記憶・集合的記憶

統一以前、東西ドイツはナチス・ドイツを全く異なる次元で捉えていた。ただし、どちらの国も、国家の理念を反映した政治的意図を付与していた。

西ドイツは、政治学者であるライヒェル（Peter Reichel）が指摘するように、ナチス・ドイツとの関係に内的矛盾を孕んだまま建国された[13]。換言すると、西ドイツは、ナチス・ドイツの後継国家として、あらゆる政治的、道義的責任を引き受けなければならない義務と共に出発したのである[14]。

►12　たとえば、Wolfgang Wippermann, “Auserwahlte Opfer? Shoah und Porraimos im Vergleich Eine Kontroverse”（Frank und Timme GmbH Verlag für wissenschaftliche Literatur Berlin 2005）。Ian Hancock., op. citなど。

►13　Peter Reichel, op. cit., S. 17.

►14　Peter Reichel, ibid., S. 17.

しかしその一方で、西ドイツは戦後新たに創出された国家であるという自負もまた、復興に専心する人びとの譲れない主張であった[15]。さらにいえば、ニュルンベルク裁判をはじめ、あらゆる訴訟で有罪となった教会関係者、官僚、軍人といったかつて要職にあった人びとが矢継ぎ早に恩赦の対象となったこともまた、ドイツ人が被害者であったという誤った自信の裏付けとなった[16]。

ここで指摘すべき点は、西ドイツでは再三再四、ナチズムの過去を政治的、文化的次元で議論する試みがあったにもかかわらず、「記憶の物語性」に焦点を定めることができずにいたという問題である。この時期のホロコースト研究もまた、記憶と対峙するために必要な口述証拠の収集や分析に主眼をおいてはいなかった。

一方、東ドイツは、ホロコーストの責任をすべて西ドイツに転嫁することによって、自国を歴史の勝者と位置づけた[17]。そればかりか、東ドイツには、ナチス・ドイツに関する補償・賠償問題に付加された重荷を西ドイツと共有しようとする意識は皆無であった[18]。そして、同国は、共産党の指導の下で展開された反ファシズムの抵抗神話を確固たるものとするために、犠牲者をレジスタンスの闘士とその他の人びとという形で峻別し、前者を英雄として評価したのである[19]。しかしその一方で、ユダヤ人犠牲者及びほとんど認知すらされていなかった非ユダヤ人犠牲者は、いっそう後景に退くこととなった[20]。

このような動向を背景として、東ドイツが、ナチズムの絶滅政策を経済的要因による偶発的行為としてではなく、ソビエト侵攻と緊密に関連した計画犯罪だと認識したのは、奇しくも西ドイツと同じ80年代以降のことである[21]。

そして、東西統一後、双方の文脈を引き継ぐ形で前景化したのが、いわゆる「歴史家論争[22]」であった。ハーバーマス（Jürgen Habermas）は、ホロコーストと他の戦争犯罪との相対化、比較による矮小化を恣意的に画策するノルテ（Ernst Nolte）、あるいは地政学に要因を見出そうとするヒルグルーバー（Andreas Hillgruber）らを修正主義者と批判した。彼らが描き出そうとする自己弁護的な歴史像が政治問題と直接的な結びつきを見せつつあった事態に危機感を覚えたハーバーマスの批判は、時代と共に現代ドイツがホロコーストの記憶とどう対峙するべきかという問題を世論に提起するきっかけとなった。

統一ドイツにとって、ホロコーストをめぐる公的記憶と集合的記憶という二つの理念の構築は、国家のアイデンティティ形成を確立するための焦眉の課題であった。裏を返せば、ホロコーストの記憶が議論のモチーフとして登場した背景には、最低限の歴史認識の共有がなければ、ドイツは〈記憶なき国家〉として茨の道を歩まなければならないという危機感があったと考えられる。

こうした動向を背景として、ドイツは、「過去の克服」の理念に準拠した「和解」と「自省」を強調する政策を選択したことにより、ナチス・ドイツの戦争責任と現代ドイツが担う戦後責任の連関を明確化した。そればかり

►15 Peter Reichel, ibid., S. 17.

►16 Wolfgang Wippermann, op. cit, S. 49

►17 Hans-Georg Stavginski, Das Holocaust-Denkmal. Der Streit um das Denkmal (Ferdinand. Schoningh Verlag, 2002). S. 18.

►18 Peter Reichel, op. cit., S. 15.

►19 Wolfgang Wippermann, op. cit. S. 50.

►20 Wolfgang Wippermann, ibid., S. 50.

►21 Wolfgang Wippermann, ibid., S. 50-51.

►22 1986年7月11日付の『ZEIT』紙に掲載されたハーバーマスの寄稿をきっかけに始まった論争。ヴォルフガング・ヴィッパーマン　著　林巧三　柴田敬二訳『議論された過去　ナチズムに関する事実と論争』（未来社、2005年）27-32頁。J・ハーバーマス／E・ノルテ他著　徳永恂　清水圭吾　三島憲一他訳『過ぎ去ろうとしない過去　ナチズムとドイツ歴史家論争』（人文書院、1995年）50-68頁、208頁。

か、ナチス・ドイツとの対峙を、過去を克服する努力によって編纂された「ドイツ国民の記憶」として描き直すことも可能とした。さらにいえば、ホロコーストから学び得た教訓を布石とした平和への貢献、具体的には他国からの要請に応じた海外派兵を積極的に行うことで国際的な信用力をも取り戻したと言える[23]。このことはいわば、ドイツにとってホロコーストの加害国であったという史実が、部分的ではあるものの、対外的にはもはや不都合な歴史ではないことを示唆していると捉えられる[24]。

しかし残念ながら、これまでの取り組みの多くが、政治的意図に根ざした国内の合意形成という文脈で議論されていたに過ぎず、公的記憶・集合的記憶の本質である〈過去との対峙〉という領域に全く踏み込むことができずにいた。

そうした状況を打開する一端を担ったのが、2005年1月、ポーランドで行われたアウシュヴィッツ解放60周年の記念式典であった。

シュレーダー前首相は、ホロコーストの記憶をドイツ国民のアイデンティティの一部として捉え、戦争を知らない世代もまた、ユダヤ人大量虐殺の記憶から目をそらすべきではない、というコメントを発表した[25]。また、この演説において、ホロコーストを心に刻むことが、犠牲者、生存者、そして彼らの子孫のみならず、ドイツそのものに対する道徳的義務であることが強調された。

シュレーダーの演説は、世代を異にしていてもドイツ人である以上、ホロコーストに無関心を装うことは許されないという警鐘となり、ドイツの人びとに〈記憶の義務〉を再認識させるひとつの契機となった。さらにいえば、戦後世代がホロコーストそのものの罪を負うというよりはむしろ、彼らには行為から生じた道徳的責任が課せられているということがこの場であらためて確認された。

そのような背景からか、ドイツは戦後50年をひとつの節目として、「過去の克服」に向けた新たな道筋を公的記憶・集合的記憶の再構築に求めた。このことはいわば、それまで「加害者」対「犠牲者」という二項対立の図式で捉えられがちであったホロコーストの記憶を、相互補完的なものとして描き出そうとする野心的な試みであったと言える。裏を返せば、ナチス・ドイツが存在した短くも重い12年という歳月がもたらした負債を、政府だけではなく、「世論」、換言すると「市民社会」もまた引き受けなければならないということが、今や自明となったと言ってよい。同時に、政治的理念による牽引がなければ、「文化」としての記憶は脆弱な内容にならざるを得ないことも顕在化したのである。

しかしその一方で、シュレーダーの発言には、犠牲者間にもたらされた「格差」を是正し、すべての犠牲者の〈追悼される権利〉を確立するという視点が欠けていた。

そもそも、犠牲者間の「格差」をめぐる論争は、底辺に属する人びとの努力だけでは克服が難しい。「ヒエラルヒー」の頂点に立つユダヤ人犠牲者の理解と歩み寄りがどうしても必要となる。にもかかわらず、ドイツは犠牲者間の対立に介入する時機を明らかに逸していた。

►23 たとえば、ドイツ連邦軍は1993年のコソヴォ空爆に実戦参加した。

►24 石田勇治　前掲、211頁。

►25 http://www.hagalil.com/archiv/2005/05/auschwitz.htm

本来、歴史認識とは、人びとが自己の経験と記憶を語ることによってはじめて、現代の視点から再構築することが可能となる営みである。また、集合的記憶の母体となる個的記憶は、断片的に連ねられており、①同じ出来事に対して異なる主張が立ち現れること、②自らに不都合な出来事を排除しようとする試みが行われることは自然であるといえる。

それではなぜ、多様性と矛盾を孕んだ個的記憶は、恣意性を帯びることによって利己的な別の物語へと変容し、集合的記憶に新たな緊張関係をもたらすのだろうか。共有を目指さない記憶、多様性を認めない記憶の中に存在する矛盾や葛藤を克服することは果たして可能なのだろうか。

この問いを出発点として、次に、アウシュヴィッツ強制収容所で描かれた7枚の水彩画をめぐる〈記憶の戦い〉について考察していくこととしたい。

3 アウシュヴィッツ・ミュージアムにおける〈記憶の戦い〉

3.1 アウシュヴィッツ・ミュージアム

1947年7月、ポーランド政府はアウシュヴィッツ強制収容所跡地を国立ミュージアムとして永久保存すると国会決議を行った。同年6月に一般公開されてから今日までの60年間におよそ2,800万人が来館している[26]。

アウシュヴィッツ・ミュージアム（以下、ミュージアム）は、ナチス・ドイツがヨーロッパ各地に建設した絶滅収容所の中でも最大規模の施設であり、記録されているだけでもおよそ110万人の人びとが犠牲となった[27]。それゆえ、館内に所蔵されている犠牲となった人びとの写真、そして靴・メガネ・鞄といった無数の遺品・遺留品は、単なる「モノ」という概念を越えた記憶の代弁者となっており、ガラスケースの中でそれらが山積されている様相を目の当たりにした訪問者は、ミュージアムがまさに歴史の「現場」であったことを意識せざるをえない。

ここで指摘すべき点は、強制収容所跡地に対する戦後ドイツとポーランドの取り組みの違いである。前者は、国内の強制収容所跡地を田園風景のように整備することで、現場を訪れる人びとに一種の錯覚を与え、加害者に係る記憶の想起を妨げる試みを繰り返した。対照的にポーランドは、アウシュヴィッツ強制収容所をミュージアムとして再出発させることにより、恒久的な想起の場、追憶の場としての役割に重きを置くこととなった[28]。

このような動向を背景として、今日に至るまでミュージアムは、①訪れた人びとに歴史認識やアイデンティティ形成の機会を提供する場として、②犠牲者集団の記憶を表象する空間として、その役割を拡大させてきた。しかしその一方で、ミュージアムは他の記念碑と同様、「民族の神話や理想を反映すると同時に、さまざまな政治的支援団体の要求の変化や一般人の嗜好をも反映する場[29]」となっている。

►26 中谷剛 『ホロコーストを次世代に伝える アウシュヴィッツ・ミュージアムのガイドとして』岩波ブックレットNo.710（岩波書店、2007年）15頁。

►27 中谷剛 同上、5頁。

►28 ウォルター・ラカー（編）井上茂子［ほか］訳『ホロコースト大事典』（柏書房、2003年）163頁。

►29 ウォルター・ラカー（編）井上茂子［ほか］訳 同上、160頁。

そればかりか、ミュージアムは今日、当時の被収容者やその家族から展示物の返還を求められるという事態に遭遇している。これはいわば、展示物の「所有権」は個人に帰属するという主張を譲らない人々と、展示物に内在する「公共性」は個人の権利に優越すると考えるミュージアムの論争であるが、実質的にはミュージアムという公共空間の中で生じた〈記憶の戦い〉である[30]。にもかかわらず、ミュージアムのエキシビションに関するこれまでの議論は、歴史的事実に関する議論が中心で、エキシビションに係る恣意的な営みや政治的背景に関する考察は、比較的限られてきた。とりわけ、一つのエキシビションに異なる犠牲者集団の記憶が並存しうるという前提での議論は少なく、展示物に投影された複数の記憶を考察する試みは、ホロコースト研究の多元化に寄与するものと考えられる。

こうした動向を踏まえ、以下、アウシュヴィッツ強制収容所で描かれた7枚の水彩画の所有権をめぐって、当初は「個人」対「ミュージアム」ではじまった論争が、政治レベルの議論に発展した背景を考察すると共に、利害関係者それぞれの主張を明らかにする。（注記：筆者は2003年9月にアウシュヴィッツ・ミュージアムにあるロマ民族のエキシビションを見学した際、ガイドの中谷剛氏の説明によって水彩画をめぐる論争を知った。）

なお、本問題は現在係争中の問題であるからか、筆者の知る限り、先行研究も限られたものとなっている。そのため本稿では、論争を時系列的に整理しているドラ（Dora Apel/University pf Pittsburgh）のウェブサイトおよびミュージアムの公式HPを分析資料として活用していくこととしたい。

3.2　水彩画をめぐる論争

これは、チェコ出身であり、現在は米国在住のユダヤ人女性ディナ（Dinah Gottliebova Babbitt）が1973年から今日に至るまで、ミュージアムに対して、自らが描いた7枚の水彩画の返還を求めている論争である。ディナは第二次世界大戦中、アウシュヴィッツ強制収容所の囚人であった。

当時、アウシュヴィッツの医師であったメンゲレ（Josef Mengele）は、疑似科学に依拠した人体実験に専心していた。そして実験の「材料」と呼ばれた人びとの多くは、「ジプシー」収容所に拘留されていたロマ民族であった。ロマ民族の人種的劣等性を科学的に証明し、いずれ自らの功績として本にまとめようとしていたメンゲレは、特に肌の色と耳の形に関する詳細な記録を必要としていた。

当時の写真技術の未熟さを鑑みると、メンゲレが水彩画を記録媒体に選んだことは容易に推測できる。そして、メンゲレに画家としての才能を見出されたのが、大学で美術を専攻していたディナであった。

1973年、パリ滞在中にミュージアムが水彩画を保存していることを偶然知ったディナは、現地に向かった。ディナにとって水彩画は、自分がまさに「その場所に存在していた」証、すなわちアイデンティティそのものであった。

論争の主な経緯は、以下のとおりである（表1）。

►30　たとえば、アウシュヴィッツ収容所ミュージアム国際評議会のメンバーであるスタニスワフ・クライエフスキ（Stanislaw Krajewski）は、「もしすべての展示物を本来の所有者に返却する義務が発生したなら、世界中の博物館は瞬く間に空き家となる」とコメントした。http://www.other-voices.org/2.2/apel/

■ 表1

年　代	概　　要
1944	メンゲレの命令により、ディナが「ジプシー」収容所の中で被収容者の人びとの肖像画を描く。水彩画を描いたことにより、ディナと母親はガス室送りを免れることができた。
1945	アウシュヴィッツ解放後、（何らかの理由で）水彩画6枚はユダヤ人少女エヴァの手に渡った。それらは、エヴァの里親によって大切に保管された。
1947	ディナはカリフォルニア州（アメリカ）に移住。
1963	ミュージアムはエヴァから6枚の絵を購入。
1973	1月、水彩画が現存していることを知ったディナはミュージアムを訪れ、生還できたことと水彩画の現存に感謝の意を表明した。当初ディナは、水彩画の所有権をミュージアムに認め、自身には水彩画の写真を要求した。しかし、アメリカに帰国後、ディナの主張は一転し、ミュージアムに原画の返還要求を提起した。 一方、ミュージアムは12月以降、数年に渡り手紙と共に水彩画の写真をディナに送付。しかし、ディナからの返信は得られなかった。以後、1996年まで、ミュージアムは書簡を送り続けたが、結果は同じであったと公表している。これ以降、両者の意見は和解の糸口を見出すことができず、平行線を辿っている。
1977	ミュージアムは残る1枚を別の被収容者から購入（経緯不明）。
1980	ミュージアムの美術責任者であるシマンスキー（Tadeusz Szymanski）は、①ディナの返還請求に合法性が欠如していること、②水彩画の所有権は、1979年に他界したメンゲレにあるという見解を発表。この発言から、シマンスキーは何らかの形でディナの返信に目を通していたことが判明。
1996	ミュージアムの公式見解として、個々の展示物の返還要求に応じる姿勢がないことを発表。
1997	ワシントン・ポストの取材でディナは水彩画の所有権をあらためて主張。また、書簡に対する返信を何度も送付しているにもかかわらず、ミュージアムがその事実を覆い隠していると批判した。
1999	ディナの娘であるミシェルバビットがネバダ州に対して国家レベルで水彩画の返還をポーランド政府に働きかけるよう要求。 米国上院議会が水彩画返還を求める決議案をミュージアムに提出。
2006	10月2日、ミュージアムが公式見解をHPで発表。

出典：http://www.othervoices.org/2.2/apel/

http://www.auschwitz.org.pl/new/index.php?language=EN & tryb=news_big & id=1125/

表1に示したように、すれ違いを続けた両者の主張を考察する上で必要なのは、水彩画に内在する記憶や文化的特性をどのように整理し、相互理解と共有の方向性を見出すべきか、という課題の克服である。

ミュージアムは1973年以降、数回に渡って、水彩画の写真を同封した書簡を送っている。これは、ディナの意志に対する最大限の配慮であったと考えられる。そしてミュージアムは、いずれの場合も返信が得られなかったことを、ディナによる〈想起の拒絶〉と捉えていた。

しかし実際には、同年アメリカに帰国したディナは水彩画の返還要求をミュージアムに提起していたのである。この時点で、ディナの要求は写真から原画の返還へと変わっていた。

ディナの主張に対してミュージアムは、〈感情レベル〉では一定の理解を示し、自らが「所有権なきオーナー[31]」であることを認めると同時に、何らかの形での経済的補償の可能性も示唆した。しかしその一方で、水彩画に内在する「公共性」を理由として、ディナの返還請求は斥けていた。

ここで特筆しておかなければならないのは、ミュージアムに現存する展示物の多くが、ミュージアム、ひいてはポーランド政府の尽力によって収集されたものである、という点である。

►31 http://www.auschwitz.org.pl/new/index.php?language=EN & tryb=news_big & id=1125

それゆえ、ミュージアムが遺品・遺留品を展示する目的を仔細に検討した場合、その意義は、来館者に対して、多様な犠牲者集団の「存在」を遍く伝えることにあると考えられる。

特に、ロマ民族はユダヤ人に次ぐ第二の犠牲者でありながら、本格的な研究が80年代以降にはじまった人びとである。しかし、ロマ民族に対する伝統的な差別、偏見は、ホロコースト研究にも影響を及ぼし、彼らに対する迫害が特筆すべきものでなかったと結論づけられることも稀ではなかった。その背景には、ロマ民族に対する社会的関心の希薄さだけではなく、彼らの迫害に関する資料の著しい欠如という大きな問題があった。なぜなら、ロマ民族の多くが文盲であり、自らの力で当時の様子を記録することが不可能だったのである。

そのため、「ジプシー」収容所に関する資料も当初は僅かであった。また、そうした資料は、研究者やロマ民族の自発的な行動というよりはむしろ、「ジプシー」収容所に何らかの形で関わったポーランド人の証言によって、その存在が確認された。たとえば、「ジプシー」収容所における被収容者の名簿が発見されたのは、1949年1月のことである。名簿はバケツの中で衣服に包まれ、木製の蓋をされる形で地中に埋められていたため腐食が激しく、今日、完全な形で確認できるのは1943年3月6日以降の記録となっている[32]。しかも名簿の存在が公になったのは、1993年であった。この50年という歳月が、犠牲者の特定に必要な年月だったのか、あるいは発見後、何らかの理由で名簿が「放置」されていたのか、現段階で判断することはできない。

この点について、アウシュヴィッツビルケナウ・ミュージアム歴史調査部の主任研究員を務めるドウゴボルスキ（Walclaw Dlugoborski）もまた、もしも戦後すぐにロマ民族に関する研究が幅広い視点で取り組まれていたならば、犠牲者の正確な統計が可能となったばかりか、彼らの問題に対する社会の無関心な態度にも何らかの影響を与えることができたであろうと指摘している[33]。

以上のように、ミュージアムにとって7枚の水彩画は、単なる美術品という域を超えた、ロマ民族の〈描かれた権利〉を擁護しなければならない貴重な一次資料であった。また、水彩画の描かれた背景を鑑みると、権力者の強要によって創出された「記録」としての要素が強く、そこに描き手、つまりディナの自発的意志を見出すことは困難である。それゆえ、ミュージアムにとって水彩画の展示は、ロマ民族の尊厳をも含めた犠牲者としての社会的認知が最大の目的であり、その過程で期待されるのが〈追悼される権利〉の確立である。ロマ民族の人びとにとってもまた、アウシュヴィッツという「現場」に展示されることが、彼らの存在を顕在化させる最も有効な手だてと捉えていた[34]。

しかし、ディナにとってミュージアムやロマ民族が主張する〈描かれた権利〉は、到底容認できるものではなかった。また、ディナはミュージアムが指摘する「感情論」に対して強い懸念を表明した。このことは、ディナが返還要求の趣旨は水彩画の展示場所をアメリカのホロコースト博物館

►32 「ジプシー」収容所の「整理・粛清」、被収容者の「選別」と建造物の破壊が1944年8月に実施される直前、ヨアヒモフスキ（Joachimowski）を中心とする3人のポーランド政治犯が名簿を持ち出していた。金子マーティン『ジャーナリズムと歴史認識』（凱風社、1999年）151頁。

►33 Prof. Dr. Walclaw Dlugoborski, “Zur Einfuhrung,” *Sinti und Roma in Auschwitz-Birkenau, 1943-44* (Verlag Staatliches Museum Auschwitz-Birkenau, 1998, S. 16-17).

►34 http://www.gypsygirlpress.net/gypsynews/labels/Babbit.html

に変更することにあると明言したことにより、ミュージアムが主張する水彩画の「公共性」に対して一定の譲歩を示したことからも明らかである。

また、ディナは医師であるグロス（Dr. Hanus J. Grosz）、弁護士であるフリードマン（Joel Friedman）らで構成された法定代理人を通じて、ミュージアムとの交渉を続けている。彼らは法廷での争いではなく、道徳的見地に則った和解を提示する一方、実際には世論と外交を交渉戦略としていた[35]。このことは、グロスが「これは、ポーランド政府当局の問題である。もし、ポーランドがNATOに加盟したいならば、アメリカ市民の権利を尊重するべきである[36]」と発言したことからも明らかである。さらに、グロスとフリードマンは4人の米国上院議員の支持を得て、ワシントンにあるポーランド大使館に速やかに水彩画を返還するよう命じた書簡を送付した。また、国連にも同様の働きかけを行った[37]。

そして、アメリカ国内の複数のメディアが長年に渡るディナの主張を取り上げ、不特定多数の参加が可能となるブログでの署名運動も活発化したことから、米国上院議会も返還交渉の支援に乗りだし、議論は「個人」対「ミュージアム」という枠組みを越えた、「アメリカ」対「ポーランド」の外交問題へと発展した。大国である米国による返還の申し出を「国家」として拒絶した当時のポーランド政府の対応は、1999年8月6日付のポーランドの主要紙ジチェー（ZYCIE[38]）にも大きく報じられている。

こうした米国の圧力の加速化に伴い、ミュージアムは水彩画の返還をポーランドの芸術文化省大臣の判断に委ねると明言した。この発言に基づき、当時の芸術文化大臣は、ミュージアムの判断が第一であり、もしも国外に持ち出す決議をしたならば、そこではじめて、大臣としての責任を果たすと、判断の責任をミュージアムに差し戻した。そうした国内の議論を背景として、芸術文化省はクラコフの米国領事館に対し、決議は法廷に持ち込まれること、判決には数年を要することを説明した[39]。一連のポーランドの姿勢をグロスは巧妙な「演出」と捉え、「あたかもディナの死を待っているようだ[40]」と厳しく批判している。当時のポーランドの対応が未必の故意であったのか、偶発的であったのかについて、現段階でそれを証明する手がかりはない。

このような動向を背景として、水彩画の所有権をめぐる争いは今や、国家、あるいはユダヤ人の財産をめぐる戦後処理の観点から見直しが進められるほど大きな議論へと発展した。

特に、ポーランドの立場はきわめて厳しいものとなった。ナチズム占領地域において、ポーランドがもっとも甚大な被害国であったことは揺るぎない事実である。しかしその一方で、水彩画の議論をめぐるポーランドの姿勢に疑念を呈する人びとは、ポーランド政府がミュージアムをポーランド人犠牲者追悼のために開館したと主張し、ユダヤ人の死をポーランド史の一部として位置づけようとしていると批判した。その当然の帰結として、そうした人びとは、ミュージアムの理念や公共性に理解を示そうとはしなかった。

このような両者の対立は、今日まで和解の糸口を見出すことができず、

►35 http://www.othervoices.org/2.2/apel/

►36 http://www.othervoices.org/2.2/apel/

►37 詳細な日時は不明であるが、ポーランドのNATO加盟が1999年であることから、交渉はそれ以前に実施されたと考えられる。

►38 ポーランド語で「生活」の意味。

►39 http://www.othervoices.org/2.2/apel/

►40 http://www.othervoices.org/2.2/apel/

むしろ混迷を深めている。かつて米国のホロコースト博物館主席研究員であったミルトン（Sybil Milton）が、水彩画をナチズムという「時代」が支配した強制労働の一貫として捉えるか、あるいは被収容者の個人的所持品として認めるのかといった見極めが、法的見地においても、また道徳的観点に照らしても非常に困難であると示唆していることからも、問題の深さを窺い知ることができる[41]。

►41 http://www.othervoices.org/2.2/apel/

また、表面的には主要な争点となっていないものの、犠牲者間の「ヒエラルヒー」の頂点であるユダヤ人の記憶を、「忘れられた犠牲者」の最たる存在であるロマ民族の〈描かれた権利〉と同一の地平に据えようとするミュージアムの試みは、おそらくディナにとっても、彼女を支援する人びとにとっても想定外であったと考えられる。なぜなら、先述したように、ロマ民族は伝統的に差別と偏見にさらされてきたヨーロッパ最大の少数民族である。それゆえ、ロマ民族の〈追悼される権利〉の擁護は、ユダヤ人の犠牲者としての「唯一性[42]」を擁護する人びとにとってのみならず、極限状況を共有した被迫害者にとっても容認できるものではなかったのである。

►42 ホロコーストの犠牲者と呼べるのはユダヤ人だけであり、その他の人びとは偶発的なジェノサイドの犠牲者に過ぎないとする主張。歴史家であるイェフダ・バウアー（Yehuda Bauer）らによって主張されている。Yehuda Bauer, “Here lies the difference” http://www.dzeno.cz/docs/Interpretation%20of of%20the%20Porrajmos%20by%20Yehuda%20Bauer.doc

それゆえ、たとえば、ミュージアムが水彩画をユダヤ人迫害に関するエキシビションに展示していたならば、あるいは描かれた背景に対する適切な説明を付していたならば、議論は現在とは違う方向へと導かれたかもしれない。

上述してきたように、ディナの事例は個人的記憶がミュージアムという公共空間の中では、もはや〈私〉であることが許されず、〈公〉の立場に置かれざるを得ない現状を浮き彫りとした。同時に、ホロコーストの記憶が、依然として各々のコンテクストの中で狭義なせめぎ合いを続けていることも明らかとなった。

それではなぜ、ホロコーストの記憶をめぐって、利害関係者の対立が続くのだろうか。また、犠牲者集団による〈記憶の戦い〉は、公的記憶・集合的記憶の形成過程に如何なる影響を与えてきたのだろうか。

こうした問題意識を背景として、次に、ベルリンにおける警鐘碑建立をめぐる論争を見ていくこととしたい。

4 ベルリンにおける警鐘碑建立をめぐる論争

4.1 「殺害されたヨーロッパ－ユダヤ人の警鐘碑」

ドイツ敗戦記念日である2005年5月8日、首都ベルリンのブランデンブルク門に隣接する敷地において、「殺害されたヨーロッパ－ユダヤ人の警鐘碑」の落成式が行われた。完成には17年という歳月を要していた。落成式の模様は世界各国のメディアも大きく取り上げ、ドイツにおけるホロコーストの記憶の可視化を希求していた人びとの願いが結実し、同国の歴史政策が一応の完結を示した瞬間として報じられた[43]。

►43 石田勇治　前掲、208頁。

警鐘碑の必要性が提唱された1988年当時、ドイツは東西統一に向けた歴史的転機を迎えていた。そして、1991年6月20日、首都が僅差でベルリンに決定されたことにより、警鐘碑の建立は「国家事業」という意味を持つようになった。しかも、新たな歴史政策の展開を国内に浸透させ、国外からは一定の評価を得なければならなかったドイツにとって、「記憶の可視化」は最重要課題として掲げなければならない事業であった。それゆえ、審議は、①警鐘碑建立によって誰が何を表現しようとしているのかという計画の意義に対する問い、②警鐘碑を何に役立て、そのメッセージは誰に向けられるのかという計画の目的に対する問いに照準を合わせることとなったのである[44]。

しかし政府の思惑とは裏腹に、次第に議論の重心は、「如何に」ではなく、「誰を」追悼するべきかという問題へと移行した。それはいわば、ハーバーマスが指摘するように、計画されている警鐘碑が「殺害されたユダヤ人犠牲者」に捧げられるべきか、あるいは「すべての犠牲者集団」に捧げられるべきかという問題をめぐる論争であった[45]。そして、ドイツは、1999年6月25日の連邦議会の場で追悼の対象者をユダヤ人犠牲者に〈限定〉することを決議したのである[46]。議会の最終的決断は、まさに、現代ドイツがホロコーストの記憶の中にいかなる政治的、文化的価値を見出そうとしたのかという問いに対する明確な意思表示であった。

たしかに、ホロコースト最大の犠牲者であるユダヤ人を「国家」として追悼することは、人間が人間の価値を推し量り、命を選別した負の側面への反省として捉えることができる。しかし裏を返せば、このような犠牲者の〈限定〉は、およそ500万人といわれる非ユダヤ人犠牲者への配慮を多分に欠いたものであり、彼らの存在を再び覆い隠してしまう危険性を孕んでいた。

なぜ、ドイツは追悼の対象者をユダヤ人に〈限定〉しなければならなかったのだろうか。そして、議論の過程では、如何なる協議が重ねられ、どのような人びとの声が反映されたのだろうか。

こうした問題意識を背景として、ここでは警鐘碑建立の目的とその背景を概観すると共に、ドイツスィンティロマ中央委員会とユダヤ人評議会の〈追悼される権利〉をめぐる論争を取り上げる。

4.2　警鐘碑建立の目的とその背景

ドイツにおける「殺害されたヨーロッパ―ユダヤ人の警鐘碑」の建立は、ジャーナリストであるロッシュ（Lea Rosh）、歴史家のイェッケル（Eberhard Jäckel）らを中心として構成された市民団体ペルスペクティーヴェ・ベルリン（Perspektive Berlin e. V）が、1988年に提唱した計画に端を発している。彼らは、「かつてナチズムの要塞であったベルリンに警鐘碑が建立されてこそ、犠牲者は加害者を克服しうる[47]」という信念によって束ねられていた。

ペルスペクティーヴェ・ベルリンは、次のような見解を持っていた。すなわち、非ヨーロッパ地域には、国家によって建立されたユダヤ人犠牲者

►44 http://www.zeit.de/1999/14/199914.denkmal.2_.xml?page=1

►45 http://www.zeit.de/1999/14/199914.denkmal.2_.xml?page=all

►46 Hans-Georg Stavginski, op. cit., S. 20.

►47 Hans-Georg Stavginski, ibid.,, S. 44.

►48 Hans-Georg Stavginski, ibid.,, S. 29.

►49 1953年に創設されたイスラエルの国家機関。イェルサレムの追悼の丘に立地している。ヤド・ヴァシェムを規定した法律は、その役割を次のように述べている。「ナチスとドイツの衛星諸国に対して闘い、反逆し、倒れたユダヤの人びとに関する記念すべき資料をすべて母国へ収集すること。彼らに対して、またユダヤ的なるがゆえに破壊された共同体・組織・制度に対して、記念館を創設すること。さらに諸国民の中の正義の人を永久に記念すること」ウォルター・ラカー（編）井上茂子［ほか］訳『ホロコースト大事典』579頁、583頁。なお、ここで言及されている資料の中で、最も重要視されているのは、口述証拠である。イスラエルにとって、あらゆる証人から集めた口述証拠をオーラル・ヒストリーとして恒久的資料に高めていくことは、記憶の文化的存続をかけた闘争の一部であった。ポール・トンプソン著　酒井順子訳『記憶から歴史へ　オーラル・ヒストリーの世界』（青木書店、2002年）117頁。

のためのミュージアムがありながら、ドイツには依然として国家としての警鐘碑が建立されていないことを恥だとする考えである[48]。それゆえ、彼らは、イスラエルのヤドヴァシェム（Yad Vashem[49]）やアメリカのホロコースト記念博物館（Holocaust Memorial Museum[50]）とは一線を画した警鐘碑、すなわち〈ドイツ人の名の下に遂行されたホロコーストの犠牲者〉を追悼するための警鐘碑の必要性を強く主張したのである[51]。

またさらに、翌1989年11月7日には、ペルスペクティーヴェ・ベルリンの下部組織として、フェルダークライス（Förderkreis）が設立された[52]。フェルダークライスは、①世論の視点からホロコーストの記憶に新たな輪郭を与えること、②自治体、企業に財政的支援の必要性を訴えること、③ベルリン市政府による公的支援の保証を得ることを主たる方針として掲げていた[53]。

このような動向を背景として、「市民主体による建立」を実現するためにも、フェルダークライスの執行部には、文化、学術、実務に卓越した人びとを集めることが急務だと考えられた[54]。それゆえ、この時点で警鐘碑の建立を推進していた人びとが政府に求めた役割とは、彼らの活動に対する公的、財政的支援を強化することであったと考えられる。こうした市民と政府の緊密な連係は、ドイツの社会的基盤を固めるひとつの契機となるはずであった。

しかし、警鐘碑建立が〈国民全体の関心事〉となるにつれ、反ユダヤ主義あるいは外国人敵視の煽動になりかねないという懸念もまた示されることになった。そして、この懸念は一見、一連の議論へと連邦議会を巻き込む結果を生んだようにも見えるが、しかし一方では、次のような思惑があったと考えられる[55]。すなわち、「国家」として首都に警鐘碑を建立するという行為が、外交政策上、ドイツに極めて有利に働くであろうという政治的思惑である。

ただし、当時、コール首相は、①草案段階にあった建立計画に対する政府の意向を明言すること、②警鐘碑をユダヤ人の記憶として描き出すこと、この2点に極めて慎重であった[56]。なぜなら、コールは、ホロコースト問題から一旦〈犠牲者の視点〉を意図的に外すことにより、〈行為者としての記憶〉を警鐘碑に反映させようとしていたからである[57]。

このことは、警鐘碑建立を目指す市民と、それを支援する立場にあった政府の間に、はじめから根本的な見解の相違があったことを示していると言える。つまり、市民と政府の緊密な連係とは言うものの、双方の思惑は当初から異なる立脚点に基づいており、実状に照らして引き合わせることは困難であったと考えられるのである。

草案段階において、当初、ロッシュは、「ドイツ－ユダヤ人犠牲者のための警鐘碑[58]」の必要性を訴えていた。しかしながら、ロッシュがその後比較的早い段階で、追悼の対象者を「殺害されたヨーロッパ－ユダヤ人」という広義な文脈に変更したことを鑑みると、「ドイツ－ユダヤ人」の追悼が主たる目的だとはじめに示唆したのは、新たな警鐘碑建立に反対する人びとの懸念を払拭するための戦略だったと考えられる。

►50 1993年に首都ワシントンに開館したミュージアム。建立を提唱したカーター大統領の思惑は、①イスラエルとの緊張関係を緩和し、国内で勢力を増しつつあったユダヤ人コミュニティとの関係を修復すること、②ベトナム戦争の後遺症に陥っていたアメリカ国内の重苦しい雰囲気を払拭し、平和国家としての再出発を印象づけることにあったと言われている。Edward T. Linenthal, *Preserving Memory* Viking Penguin 1995. p. 52

►51 Hans-Georg Stavginski, op. cit., S. 27-28.

►52 Hans-Georg Stavginski, ibid., S. 42.

►53 Karen E.Till, *The New Berlin Memoly, Politics, Place.*(University of Minnesota Press Minneapolis London 2004) P. 172.

►54 Hans-Georg Stavginski, op. cit., S. 42.

►55 Hans-Georg Stavginski, ibid., S. 46.

►56 Karen E. Till, op. cit., P. 129

►57 Karen E. Till, ibid., P. 129.

►58 Hans-Georg Stavginski, ibid., S. 27.

また、ペルスペクティーヴェ・ベルリンにとって、警鐘碑は、「引き起こされた苦難よりもむしろ体験された苦痛を偲ぶという普遍的な意志[59]」を尊重し、犠牲となった人びと一人一人の名が想起されるデザインでなければならなかった[60]。さらにいえば、追悼の対象者をユダヤ人に〈限定〉することが彼らの譲れない条件であった。裏を返せば、彼らは、「何者をも拒否することはなく、差別することもなく、中傷することもない[61]」という見解を示す一方、実際には、総括的な慰霊碑とは一線を画したユダヤ人犠牲者のための警鐘碑を望んでいたのである。

こうした閉鎖的状況を打開すべく、いち早く抗議したのは、ドイツスィンティロマ中央委員会（以下、中央委員会）であった。代表を務めるロゼ（Romani Rose）は、こうした犠牲者の峻別を、生前、社会的差別に苦しんだ人びとを再び「選別」する行為だと厳しく批判した[62]。

また、1991年はじめにベルリン市庁を訪れたロゼは、犠牲者を「ユダヤ人とロマ民族」という枠組みで捉え直すよう公式に要請した。対応に当たったユダヤ人評議会事務局長グロイシング（Fritz Greussing）が、一度は前向きな検討を約束したものの、ユダヤ人の「唯一性」を擁護する彼らの考えに大きな変化が生じることはなかった。

両者の緊張関係が修復されないまま、同年6月には、ベルリンのフンボルト大学で、「ナチズムの民族殺戮」というテーマを掲げたコロキウムが計画されていた。ここでは、ロッシュ、イェッケルをはじめ、ホロコースト研究の重鎮であるモムゼン（Hans Mommsen）、そして、ロゼ及びスィンティロマ中央委員会を支援する人びとの協議が予定されており、これまでの双方の見解の相違を修復する機会となることが期待された。ところが、イェッケルがコロキウムは警鐘碑建立を阻むため、そしてペルスペクティーヴェ・ベルリンの人びとを「レイシスト」として告発するために計画されたと批判し、参加を拒否したため、実現に至ることはなかったのである[63]。

グロイシングと共に審議にあたっていた初代ユダヤ人評議会議長であるガリンスキ（Heinz Galinski）もまた、翌年3月25日の記者会見で、ロゼによって繰り返し提案されていた「ユダヤ人とツィゴイナー[64]の合同警鐘碑」に対する強い懸念を表明した[65]。

ここで指摘しなければならないのは、ガリンスキが、敢えて「ツィゴイナー」というロマ民族の蔑称を用いて会見の場に挑んだ、という点である。さらにいえば、ガリンスキの発言を補足するかのように、ZDF[66]主任編集局員であり、フェルダークライスの理事を勤めるブラウン（Joachim Braun）が、「スィンティ[67]は花輪の置き場所が欲しいだけ[68]」という極めて皮肉なコメントを付したことからも、評議会がロゼの要請、つまりロマ民族の〈追悼される権利〉を軽んじていたことが窺える[69]。

こうした文脈からも窺えるように、追悼のあり方をめぐる論争は、純然たる学術的議論と言うよりはむしろ、互いのアイデンティティを賭けた信念の戦いへと発展した[70]。ただし、1992年の審議資料によれば、連邦内務省、文化庁などは、ペルスペクティーヴェ・ベルリンが草案段階で既に提示していた犠牲者集団の意図的な分離を根本的、本質的な問題として危惧

►59 ウォルター・ラカー（編）井上茂子［ほか］訳『ホロコースト大事典』163頁。
►60 Hans-Georg Stavginski, op. cit., S. 27.
►61 Hans-Georg Stavginski, ibid., S. 40.
►62 石田勇治『過去の克服』（白水社、2002年） 296-297頁。
►63 'Ernster und zweiter Klasse', in: Der Spiegel, 25 (1991), S. 67
►64 ロマ民族の蔑称。
►65 Hans-Georg Stavginski, op. cit, S. 52.
►66 ドイツ第二テレビ
►67 主にドイツに定住するロマ民族の一集団。
►68 Hans-Georg Stavginski, op. cit, S. 54.
►69 Hans-Georg Stavginski, ibid., S. 54.
►70 Hans-Georg Stavginski, ibid., S. 52.

していたことが確認できる。そして、非ユダヤ人犠牲者、特にロマ民族に対しては、早急に適切な追悼の場所を用意する必要があると強く認識していたようである[71]。

►71 Hans-Georg Stavginski, ibid., S. 50.

以上のように、警鐘碑をめぐる議論を通して、①市民と政府の思惑の違い、②追悼の対象者をめぐる犠牲者間の論争という、二つの争点が前景化されることとなった。特に、先述したように、ドイツでは、犠牲者間の論争は積極的介入が困難な、あるいは仲裁不可能な領域として捉えられていたと考えられる。それゆえ、ドイツが草案段階で、犠牲者の多様性を前提とした警鐘碑の建立を支持する意向を表明していたならば、犠牲者集団が文化的・歴史的背景の違いにより、再び不当な排除を被ることはなかったという仮説も考えられるだろう。

しかしその一方で、90年代はホロコースト概念の再検討が求められた時期である。そのうえ、警鐘碑建立をめぐる国内の合意形成が、新生ドイツがホロコーストという負の遺産と対峙していくための試金石であったことを鑑みると、政府がホロコーストの「唯一性」を支持するための苦肉の策として、追悼の対象者をユダヤ人に限定せざるを得なかった、というのが実状かもしれない。

5 おわりに－むすびにかえて－

本稿は、ミュージアム、慰霊碑といった追悼の場における〈記憶の戦い〉に照準を合わせたものである。ここではまとめとして、今後の研究課題について考えてみたい。

上述したように、ホロコーストは国家ではなく、人間そのものを標的とした戦争犯罪であった。にもかかわらず、これまでのホロコースト研究における市井の人びとの〈無関心の罪〉は、せいぜいのところ道徳的見地から非難されたに過ぎず、彼らの行動が歴史学、社会学の研究対象としてみなされるようになったのは極めて最近のことである。

また、ドイツにおける公的記憶をめぐる議論が、紆余曲折を経ながらも成熟化しつつある一方、集合的記憶、つまり個的な記憶の多様性とせめぎあいをめぐる合意形成に関しては、未だ混迷を深めていることが明らかとなった。さらにいえば、ホロコーストがドイツの人びとの中で「歴史」に移行しつつある一方、かつて犠牲者であった人びとが立場を変え、戦時の心象に基づく記憶を、自らの主張を擁護する対抗論理として利用するという、従来の研究構図では捉えきることの困難な問題が浮き彫りとなった。

本来、犠牲者にとって記憶とは、〈悼み〉の克服を経てはじめて共有されうるものであり、損害賠償や経済的補償の要求といった現実的利害とは一線を画すものであったはずである。

しかし実際には、彼らにとって〈悼み〉の共有とは、犠牲者の同胞と分

かち合うというよりはむしろ、政治的影響力をもつ「世論」との合意形成を目指すものでなければならなかった。なぜなら、加害者にとってホロコーストの記憶が利害操作のための道具であったのと同様、犠牲者もまた記憶の中に、自らの権利・立場を擁護しうる機能を求めていたのである。そこには、政府が記憶の継承に適切な責任を果たし得ないとき、そうした姿勢を批判し、「世論」に是非を問うことも可能となるのではないかという期待も込められていたと考えられる。

そのような動向を背景として、今後、必ずしも過去の忠実な再現とはなり得ない記憶をホロコーストの歴史的文脈にどう位置づけるかといった議論を含め、検証すべき課題は決して少なくない。

また、ユダヤ人の「唯一性」が前景化する一方で、非ユダヤ人犠牲者の存在が周縁化していく過程、すなわち、犠牲者が政治力学の影響を多分に受けたことにより、「格差」がもたらされた理由も考察の対象としなければならない。

以上のことから、犠牲者の〈追悼される権利〉と公的記憶・集合的記憶、そして「世論」との相関関係、また、ホロコーストを国家のアイデンティティに取り込もうとする人びとの政治的駆け引きを検証していくことが、今後のホロコースト研究の発展に寄与していくものと考えられる。

（2007年10月10日受理　2008年2月5日採択）

▶ 千葉美千子（ちば　みちこ）
北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院博士後期課程

参考文献

石田勇治『過去の克服』（白水社、2002年）
石田勇治シリーズ　ドイツ現代史Ⅰ『20世紀ドイツ史』（白水社、2005年）
岡真理『思考のフロンティア　記憶／物語』（岩波書店、2000年）
金子マーティン『ジャーナリズムと歴史認識』（凱風社、1999年）
中谷剛『ホロコーストを次世代に伝える　アウシュヴィッツ・ミュージアムのガイドとして』岩波ブックレットNo. 710（岩波書店、2007年）
細谷千博，大芝亮，入江昭（編）『記憶としてのパールハーバー』（ミネルヴァ書房、2004年）
ウォルター・ラカー（編）『ホロコースト大事典』井上茂子［ほか］訳（柏書房、2003年）
ヴォルフガング・ヴィッパーマン　著　林巧三　柴田敬二　訳『議論された過去　ナチズムに関する事実と論争』（未来社、2005年）
J・ハーバーマス／E・ノルテ他著　徳永恂　清水圭吾　三島憲一他訳『過ぎ去ろうとしない過去　ナチズムとドイツ歴史家論争』（人文書院、1995年）
ペーター・ライヒェル　著　小川保博／芝野由和　訳『ドイツ　過去の克服』（八朔社、2006年）
ポール・トンプソン　著　酒井順子　訳『記憶から歴史へ　オーラル・ヒストリーの世界』（青木書店、2002年）
ラルフ・ジョルダーノ　著　永井清彦・片岡哲史・中島俊哉　訳『第二の罪』（白水社、1990年）

Bernhard Schlink, "Vergangenheitsschuld und gegenwärtiges Recht" *Die Bewältigung von Vergangenheit durch Recht.* (Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 2002).

Ian Hancock, "Response to the Porrajmos: The Romani Holocaust," in: AlanS. Rosenbaum (ed.), *Is the Holocaust Unique? Perspectives on Comparative Genocide,* 2nd edition (Boulder: westview, 2001).

Edward T.Linenthal, *Preserving Memory* (Viking Penguin 1995).

Hans-Georg Stavginski, Das Holocaust-Denkmal. Der Streit um das Denkmal (Ferdinand. Schöningh Verlag, 2002).

Karen E. Till, *The New Berlin Memory, Politics, Place.* (University of Minnesota Press Minneapolis London 2004)

Peter Reichel, Vergangenheitsbewältigung in Deutschland Die auseinandersetzung mit der NS-Diktatur in Politik und Justiz (Verlag C. H. Beck, 2001).

Richard J. Goldstone, "From The Holocaust: Some Legal and Moral Implications" in: Alan S. Rosenbaum (ed.), *Is the Holocaust Unique? Perspectives on Comparative Genocide,* 2nd edition (Boulder: Westview, 2001).

Prof. Dr. Walclaw Dlugoborski, "Zur Einführung," *Sinti und Roma in Auschwitz-Birkenau, 1943-44* (Verlag Staatliches Museum Auschwitz-Birkenau, 1998).

Wolfgang Wippermann, "*Auserwählte Opfer? Shoah und Porraimos im Vergleich Eine Kontroverse*" (Frank und Timme GmbH Verlag für wissenschaftliche Literatur Berlin 2005).